

# 農業委員会 だより

第2号

発行／浅口市農業委員会

表紙はトレビスの圃場、右下はトレビス

農業の置かれている状況は、時代が流れ大きく変化する中でも依然として厳しいものがあります。第2次安倍内閣が発足し、農業委員会、農協改革の本格的論議が始まり、また、TPP交渉もかなり進んでいるようです。その結果が農業者、国民に不利益をもたらすものであってはならないと思います。農業者の高齢化、担い手不足、鳥獣被害、遊休農地拡大など問題は山積みの状況です。政治・経済・自然も農業になかなか味方してはくれない様子です。浅口市には山あり、田畑、海ありと県内では一番コンパクトな市でありながら三拍子揃っています。おいしい米、果物、野菜など多くの農産物を生産する農地があり、熱意ある多くの人々が活躍しています。また、新しい作物（表紙のトレビス）に挑戦するグループも誕生し、着々と成果をあげています。

農地を色々な方面に利用することがあります。すると農地法との関連が生じます。農地を利用する場合には事前に農業委員、農業委員会事務局に相談いただければ、案件はスムーズに運びます。よろしく願います。

私達農業委員は現状を踏まえつつ、諸問題に取り組み浅口市の農業を守り、更なる発展の一助となるよう全力で取り組んでまいります。皆様方のご指導、ご支援をお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。

## 発刊にあたって

浅口市農業委員会 会長

問田 一男



## 農業委員一覧

議席	氏名	担当地区	議席	氏名	担当地区
1	瀬良 靖昌	上竹	15	高井 基次	六条院西
2	鍋谷 恒久	占見新田	16	山下 眞治	六条院中 東部 六条院東 北部
3	藤沢 義則	占見・駅	17	森 藤 堅	六条院中 南部 六条院東 南部
5	虫明 勝美	地頭下	18	高淵 末孝	寄島 東部・中央部
6	亀鷹 盛雄	佐方	19	齋藤 孝実	寄島 西部・北部
7	藤澤 紀郎	須恵	20	香取 良勝	市議会推薦
8	遠藤 喜代志	大谷	21	加藤 淳二	市議会推薦
9	柚木 武久	鴨方	22	大西 恒夫	市議会推薦
10	西本 健次	益坂・地頭上	23	岡邊 正継	市議会推薦
11	田淵 義正	本庄	24	瀬良 静香	農協推薦
12	山本 幹太	小坂東	会長代理	山下 康朗	六条院中 西部
13	西山 富雄	小坂西	会長	問田 一男	下竹・八重
14	瀬尾 正文	深田			



投票箱

問い合わせ先  
浅口市農業委員会事務局  
TEL 0865-44-9012  
FAX 0865-44-9477

今年は農業委員の選挙の年です



瀬良 静香

農協推薦



加藤 淳二



大西 恒夫

市議会推薦



香取 良勝



岡邊 正継

新しい農業委員の紹介



# 表紙

## トレビスの

### Q & A



#### 頑張る農業者へ訪問インタビュー

トレビス部会代表

柚木 栄蔵さん

#### Q1. トレビスの魅力とは？

A1. 高級野菜。最低でもキロ500円。苦味があつて味にアクセントがあります。

#### Q2. トレビス栽培のきつかけは？

A2. 全農さんより珍しい野菜を紹介され、関西、中国地方では誰も栽培していない(九州の一部のみ)と聞いたので自分が最初になるということで挑戦しました。

#### Q3. トレビスの出荷時期と出荷量および主な出荷先

#### Q4. トレビスの栽培環境と浅口市の気候に関係がありますか？

A3. 秋作が11月～2月中旬。春作が5月～6月下旬。年間約15トン生産し、ほとんどが東京へ出荷しています。

A4. 原産はイタリア・オランダ。ここ浅口市は地中海沿岸と気候が似かよっており、栽培に適しています。

#### Q5. トレビスの出来の良し悪しを判断するのはどういふところ？

#### Q6. いままで苦勞されたことは？

A6. 取り掛かりの頃は、出上がりがわからないため、常に不安との戦いでした。しかし、JA・岡山県・浅口市の協力があって生産が伸びています。

#### Q7. これからの目標についてお聞かせ下さい。

A7. 平成19年にトレビス研

究会11人、50アールで始めましたが、いまはトレビス部会となり、部会員も25名で2ヘクタールまで大きくなった。過去5年は脱退者もなく、今の栗山市長が出張先でトレビスのPRをしていただいてる。まさにトップセールスです。そのおかげで需要が伸びています。今後もさらに広く展開したいと思っています。



## 農地についてのお知らせ

### ◎農地転用について

農地転用とは、「農地を農地以外にすること」で、宅地・駐車場・資材置場などの用地にすることです。

農地転用する場合は、事前に、農業委員会に申請し、転用の許可(4ha以上のときは農林水産大臣の許可)を受ける必要があります。市街化区域の場合は、農業委員会への届出が必要(工事などの着手は受理通知後になります)です。申請された農地転用は、農地の区分による許可基準に基づいて審査されます。

なお、200㎡以下の農業用施設を整備する場合など許可が不要な場合がありますが、農業委員会への届出が必要です。農地転用許可を受けないで農地の転用をした場合には、

農地法に違反することになり、原則として原状回復した後でなければ、転用の許可を受けられません。

また、無断転用者には工事等の中止や原状回復など違反行為の是正のための命令を発することができ、罰則(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金。法人の場合は1億円以下の罰金)が適用されることがあります。

※農業振興地域内の農用地は原則的に農地以外での利用はできませんが、一定の条件を満たす場合は、その指定を除外することができます。農地以外で利用する必要があります。農地転用許可申請の2つの手続きが必要になります。

### ◎農地の権利移動や設定について

農地の貸借や所有権移転はその農地が農地として有効に活用されるよう、農地法により規制されています。例えば、農地を耕作目的で取得するときには農業委員会の許可が必要になります。



と農地を売買しても、所有権移転の登記をすることはできません。農地の所有権移転の申請は、下限面積(耕作面積が15a以上)や営農状況などの許可基準に基づいて審査されます。また、農地の貸借を双方の合意により途中解約した場合も、農業委員会へ届出が必要になります。

## 農地の適正な管理をお願いします!!

農地の所有者または耕作者は農地法の規定により、農地を適正に管理することが義務付けられています。

耕作をやめた農地をそのまま放置してしまうと荒地になり、病害虫を招き、有害鳥獣の棲家になるなど、周りの営

農環境や生活環境に悪影響を及ぼします。適宜草刈・除草するなどして、適正な管理をお願いします。

また、市では草刈機などの貸し出し(有料)もしていますので、ご活用ください。